

## 【項目 2 ( 2 ) ( 経済産業省 ) 】

## ○電気事業法(昭和39年法律第170号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

(一般電気事業者の供給約款等)

第19条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第1項の認可を受けた供給約款(次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 二 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第1項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の利用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。
- 二 第1項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがない

いこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(供給約款等に関する命令及び処分)

第23条 経済産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、第19条第1項の認可を受けた供給約款（同条第4項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は第21条第1項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（第3項の規定による変更があつたときは、その変更後の供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前2項の規定による命令をした場合において、前2項の期限までに認可の申請又は変更の届出がないときは、供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(公聴会)

第108条 経済産業大臣は、第3条第1項（一般電気事業に係るものに限る。）、第8条第1項（供給区域の増加に係るものに限る。）、第19条第1項又は第23条第3項（供給約款に係るものに限る。）の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

## ○電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(抄)

(供給約款)

第22条 法第19条第1項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）第21条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第4項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の使用  
者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前2号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び  
金額又は金額の決定の方法
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任  
に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

第23条 法第19条第1項の規定による供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第16の供給約款設定認可申請書に供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
- 二 電気の使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に  
関する説明書

第24条 法第19条第1項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第17の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款
- 三 第22条第4号の事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当  
額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額  
のみの変更」という。）を除く。）しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則  
様式第1から第8までにより作成した書類
- 四 第22条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となる  
べき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第24条の2 法第19条第3項の経済産業省令で定める料金を引き下げの場合その他の電気の使用  
者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同  
条第1項の認可を受けた供給約款（同条第4項の規定による変更の届出があったときは、その  
変更後のもの。）（以下この条において「供給約款」という。）の変更とする。

- 一 供給約款により電気供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」とい  
う。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用

- 者の負担（以下「料金等」という。）を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般電気事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額（消費税等相当額を除く。以下この号において同じ。）が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合
- 二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、いずれの電気使用者の負担（消費税等相当額を除く。）も増加しない場合
  - 三 前二号に掲げるもののほか、電気使用者の負担となる事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）する場合であって、いずれの電気使用者の負担（消費税等相当額を除く。）も増加しない場合
  - 四 電気使用者の料金等及びその他の負担となる事項を変更する場合であって、消費税等相当額のみの変更の場合
  - 五 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であって、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）及びその他の負担（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）も増加しない場合
  - 六 送電上の責任の分界を変更する場合であって、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
  - 七 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対しても不利なものとしめない場合
  - 八 電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般電気事業者が当該電気使用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対する期間も短縮されない場合
  - 九 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であって、いずれの電気使用者に対する条件も不利なものとしめない場合
  - 十 電気使用者が選択し得る事項を追加する場合
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第24条の3 法第19条第4項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の10日前までに、様式第17の2の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款
- 三 第22条第4号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則 様式第1及び第3から第8までにより作成した書類
- 四 第22条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

（公聴会）

第134条 経済産業大臣は、法第108条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

- 2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。
- 6 公聴会においては、第4項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。
- 7 第4項の規定による指定を受けた者又は第5項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。
- 8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第4項の規定による指定を受けた者及び第5項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

## ○一般電気事業供給約款料金算定規則

(平成11年12月3日通商産業省令第105号)(抄)

(認可料金の原価等の算定)

第2条 法第19条第1項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、4月1日又は10月1日を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

2 4月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第4条の規定により算定される事業報酬の合計額から第5条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額(以下「期間原価等」という。)を合計した額とする。

3 10月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、第1項で定める原価等は、原価算定期間の開始の日から6月の期間及び終了の日まで6月の期間を含む事業年度の期間原価等をそれぞれ当該期間に配分した額並びに原価算定期間の開始の日を含む事業年度の翌事業年度から当該期間の終了の日を含む事業年度の前事業年度までの事業年度ごとの期間原価等を合計した額とする。

(事業報酬の算定)

第4条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第1第2表及び様式第2第2表により事業報酬総括表及び事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第1第1表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産(以下「レートベース」という。)の額の合計額に、第4項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第1第2表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産(共用固定資産(附帯事業に係るものに限る。)、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金(貸方)を除く。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額(資産除去債務相当資産を除く。)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額

三 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 特定投資 長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であつて、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 運転資本 営業資本(前条に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費(核燃料減損額及び核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))に限る。)、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。)、電気料貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費(リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、12分の1.5を乗じて得た額をいう。)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品、新エネルギー

等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額をいう。)を基に算定した額

六 繰延償却資産 繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

4 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率

二 他人資本報酬率 すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

(料金の決定等)

第19条 料金は、低圧需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「低圧需要原価等」という。)と原価算定期間における低圧需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、低圧需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

3 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

4 事業者は、第2項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

5 事業者は、原価算定期間における低圧需要の料金収入を、第2項及び前項の規定により設定する料金、法第19条第7項に定める選択約款で設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

6 事業者は、第1項に規定する低圧需要原価等と前項により算定した原価算定期間における低圧需要の料金収入を整理し、様式第8第1表により低圧需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

# 電気料金情報公開ガイドライン

平成11年12月3日  
資源エネルギー庁

## 目次

第1章 総則	
1. 本ガイドライン制定の前提となる環境の変化	1
2. 本ガイドライン制定の基本的考え方・意義	2
第2章 具体的内容	
1. 総論	5
(参考1) 規制対象別の公開情報一覧	6
2. 各論	
(1) 供給約款に係る情報	7
(2) 選択約款に係る情報	9
(3) 卸供給料金に係る情報	10
(4) 託送料金に係る情報	11
(5) 最終保障約款に係る情報	13
(6) 部門別収支に係る情報	14
第3章 情報公開の方法	
1. 『相談窓口』の設置	15
2. 情報公開の方法に応じた対応	15
(参考2) 情報公開の方法一覧	17

## 第1章 総則

### 1. 本ガイドライン制定の前提となる環境の変化

#### ①公共料金全体としての要請

近年、公共料金については、料金算定に係る行政プロセスの透明化や料金の妥当性を確認するための情報等を十分かつ分かりやすく公開することが一層強く求められており、物価安定政策会議<sup>(※1)</sup>の場においても、情報公開のあり方について検討が行われているところである。こうした流れの中で、電気料金についても情報公開の充実が一層求められている。

※1 物価安定政策会議は、現在、特別部会公共料金情報公開検討委員会において、競争導入における情報公開、規制料金と情報公開、情報公開の具体的態様といった論点を柱に公共料金の情報公開の推進に係る検討を行っているところ。

#### ②行政手法の転換

今般の電気料金制度改革<sup>(※2)</sup>は、事前介入的・裁量型行政から事後監視型・ルール遵守型行政への行政手法の転換の大きな流れの中に位置付けられており、電気料金の設定のあり方も、経営の自主的判断が一層重視されることとなった。これに伴い、経営効率化等に係る電気事業者の責任は一層明確化され、より厳しく問われることとなる。

※2 平成11年1月21日の電気事業審議会料金制度部会中間報告等を受け、第145回通常国会において、電気事業法改正案が成立。平成12年3月21日に施行。

#### ③電気事業の制度改革

小売供給の部分的な自由化の導入により、従来は一元的に行われていた料金規制の体系が、

- i) 従来通り、独占供給の残る分野における規制需要家のための料金規制
  - ii) 新規参入者のための託送料金の届出
  - iii) 自由化部門の規制部門への悪影響防止のための部門別収支の確認
- の3つの分野に分かれたところであり、それぞれに応じた情報公開のあり方が必要となる。

#### ④情報公開法の制度

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」）』が平成11年5月に公布され、二年以内に施行される予定であるが、これによって、行政の保有する情報については、特段の理由がない限り、原則として公開されることとなる。

### 2. 本ガイドライン制定の基本的考え方・意義

#### (1) 基本的考え方

以上の環境変化を踏まえれば、今般の料金制度改革の一環として<sup>(※3)</sup>、積極的に情報公開を進めるにあたっては、

- ①まず、行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。
- ②また、事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。

こうした基本的考え方に従って、これまである程度の情報提供は行われていたものの<sup>(※4)</sup>その基準や指針が定められていなかった情報公開のあり方について、今後はガイドラインとして明確に定めることが適当である。

※3 本ガイドラインに掲げられ新たに公開される情報は全て、今般の制度改革の方向付けを行った電気事業審議会料金制度部会及び基本政策部会・料金制度部会合同部会合同小委員会において、料金制度改革の一環として公開の是非が検討され、公開が適当であるとされたものである。

※4 これまでも、既に「供給約款料金審査要領」の公表や料金改定時の査定概要の公表などが行われている。

#### (2) 意義

本ガイドラインの制定によって、

- ①公開される情報について一定の水準が担保され<sup>(※5)</sup>、例えば、料金算定のルールに従って公開された数値をもとに算定を行えば、第三者にも「料金

設定の適正性の確認」や「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる<sup>(※6)</sup>。

②また、これにより事業者の責任の明確化が図られ、一層の自主的効率化努力がなされることが期待される。

※5 例えば、法令に基づいて整理され、事業者から行政に提出された情報は、原則全て公開とする、など。

※6 今後は、以下のような情報を入手することが可能になる。

- ①「供給約款料金算定規則」や事業者ルール等の料金算定ルール
- ②「供給約款料金算定規則」に定める諸表により明らかになる各予想原価額
- ③「電気事業会計規則」別表第二に定める財務諸表により明らかになる、各費用実績や「電灯料及び電力料明細表」等

これにより、例えば、

- ・①のルールに従って、③のデータを算定すれば、「料金の妥当性の事後的評価」が可能となる。
- ・②と③を比較すれば、各原価の乖離率を知ることが可能となる。

### (3) 留保条件

物価安定政策会議における検討においては、情報公開の積極的な推進が方向付けられているが、その一方で、

- 1) 非規制領域における公正競争を阻害することがないようにすること
- 2) 情報公開に伴うコストの問題にも配慮すること

等についての必要性が指摘されている。

また、情報公開法においても、

- 1) 「競争上の地位」を阻害する情報
- 2) 不開示を前提に、法令によらず任意に提出を求めた情報

等については、「不開示情報」とされている。<sup>(※7)</sup>

本ガイドラインにおける情報公開についても、こうした点を参酌することが必要である。

※7 情報公開法における「不開示情報」の例

第5条第2項イ

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

第5条第2項ロ

「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの」

(参考 1) 規制対象別の公開情報一覧

規制の対象 情報の性質	i) 独占供給の残る分野における規制需要家のための料金規制			ii) 新規参入者ための規制			iii) 悪影響の防止
	(1) 供給約款	(2) 選択約款	(3) 卸供給料金	(4) 託送料金	(5) 最終保障約款	(6) 部門別収支	
①行政の定める ルール 行政が公開	・供給約款料金算定規則 ・変更命令の発動基準 ・供給約款料金審査要領 ・電気事業会計規則 ・料金算定のための事業者ルール	・変更命令の発動基準	・卸供給料金算定規則 ・変更命令の発動基準 ・電気事業会計規則	・接続供給約款料金算定規則 ・変更命令の発動基準 ・電気事業会計規則 ・料金算定のための事業者ルール	・変更命令の発動基準	・部門別収支計算規則	・収支計算のための事業者ルール
②妥当性・エッジに必要情報 行政が公開	・規則に従って事業者から提出された説明資料等 ・料金算定規則に代入するための数値	・規則に従って事業者から提出された説明資料等	・規則に従って事業者から提出された説明資料等 ・料金算定規則に代入するための数値	・規則に従って事業者から提出された説明資料等 ・料金算定規則に代入するための数値	・規則に従って事業者から提出された説明資料等		
・料金設定の適正性の確認(見込み値) ・料金の妥当性の事後評価(実績値)	・変更命令による処分内容 ・財務諸表(電気事業会計規則による)	・変更命令による処分内容	・変更命令による処分内容 ・財務諸表(電気事業会計規則による)	・変更命令による処分内容 ・財務諸表(電気事業会計規則による)	・変更命令による処分内容	・自由化部門が赤字の場合は、赤字額及び事業者名	
事業者が公開	・供給約款 ・有価証券報告書 ・計算書類(商法)	・選択約款	・変更命令による処分内容 ・計算書類(商法)	・接続供給約款 ・有価証券報告書 ・計算書類(商法)	・最終保障約款		
③事業者による自主的説明 事業者が公開	・契約種別料金の設定等 ・内部留保の内容や目的等 ・原価計算期間設定の理由 ・原価計算期間を越えても料金改定を行わない理由	・選択約款設定の趣旨、目的等 ・需要家の意見及び検討状況等	・内部留保の配分先等 ・計算書類	・二重料金の設定等 ・超過利潤の配分や使用理由 ・原価計算期間設定の理由 ・原価計算期間を越えても費用の再推計を行わない理由 ・託送に係る収支の動向等 ・ある一つの需要場所における託送料金負担、根拠 ・区域外供給料金におけるノーゾ料金の負担の公平性		・自由化部門が赤字でも規制が適用される料金を説明	

(注) 下線を引いた情報は、「料金設定の適正性の確認」及び「料金の妥当性の事後的评价」を行う際に直接用いる情報。

第2章 具体的内容

1. 総論

本ガイドラインに定められる情報は、その性質に応じて

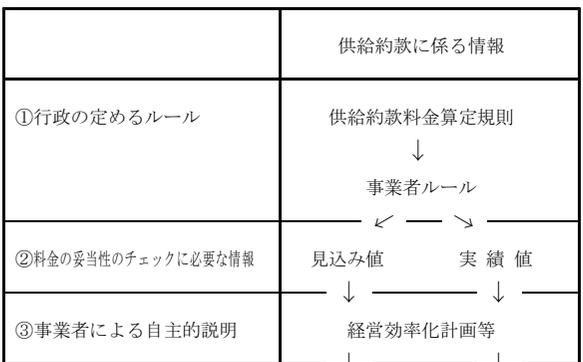
- ①行政の定めるルール  
(及び行政ルールの一環としての事業者ルール)
- ②料金の妥当性のチェックに必要な情報
- ③事業者による自主的説明

の3つに分類することができる。

そこで、本章では、規制の対象ごとに(供給約款/託送料金/部門別収支…)、上記の分類に従ってそれぞれの情報を整理し、列挙していくこととする。

(その全体像については、次頁の(参考 1「規制対象別の公開情報一覧」)参照)

(参考) なお、「料金設定の適正性の確認」及び「料金の妥当性の事後的评价」を行うときのプロセスを図示すれば以下のとおり(供給約款の例)。  
(→ ①に従って②を算定し、その結果について③を参考として確認又は評価を行う。)



料金設定の適正性の確認

料金の妥当性の事後的评价

## 2. 各論

### (1) 供給約款に係る情報

(注) 【新規】：一般の制度改革において初めて公開されることとなった情報  
(行政)：公開主体が行政である情報

#### ① 行政の定めるルール（その一環としての事業者ルールを含む。以下同）

(行政)

- ・供給約款料金算定規則 【新規】
- ・供給約款料金審査要領 【新規】
- ・供給約款の変更命令の発動基準 【新規】
- ・電気事業会計規則
- ・一般電気事業者から届け出られた料金算定のための事業者ルールの全て 【新規】

#### ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・供給約款の認可（変更認可）又は変更届出時に、電気事業法施行規則に従って一般電気事業者から提出された説明資料等 【新規】
- ・供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 【新規】

#### 1) 料金設定の適正性の確認（見込み値）

- ・一般電気事業者から提出された供給約款料金算定規則に代入するための数値 【新規】
  - ※ ここで得られた数値が公開されることにより、例えば、
    - ①原価算定に用いる人件費、燃料費、修繕費等の額を整理した営業費総括表、事業報酬総括表、控除収益総括表等により原価項目ごとの費用額やその割合がどの程度の水準であるかといった原価の構成を知ることができる。
    - ②また、それらを積み上げた原価の合計が、どのようにして各需要種別にまで展開されていくかが透明化されるので、そのプロセスを順を追って確認していくこと

ができる。

#### 2) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）

- ・電気関係報告規則に従って一般電気事業者から提出された電気事業会計規則別表第2で規定される事業年度毎の財務諸表 【新規】
  - ※ なお、ここで得られた情報を、「供給約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる。

(一般電気事業者)

- ・供給約款
- ・有価証券報告書
- ・商法上の計算書類等

#### ③ 事業者による自主的説明

(一般電気事業者)

- ・供給約款料金算定規則に従って届け出られた事業者ルールに則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。 【新規】
- ・料金引き下げ時においては内部留保の自由度等が容認されることとなるが、その内容やその目的等については、例えば、料金改定時や毎年度経営効率化計画発表時、株主総会時など、各事業者が、その内容を説明する上で最も適切と考える時期に、その内部留保等がいかに需要家の利益に資するものであるかということを、需要家に対して説明する。

【新規】

※ なお、平成7年7月の電気事業審議会料金制度部会中間報告においては、「電気事業者は、経営効率化計画や料金の定期的評価を通じて経営効率化努力、収支状況、料金の妥当性等に関する積極的な情報公開に努めること」とされているところであるが、今般の制度改革における経営自主性の拡大に伴って、こうした自主的取組は今後、一層強化・拡充されることが適当である。

- ・原価計算期間設定の理由について説明する。 【新規】
- ・原価計算期間を超えても料金改定を行わないときは、その理由を需要家に対して説明する。 【新規】

## (2) 選択約款に係る情報

### ①行政の定めるルール

(行政)

- ・ 選択約款の変更命令の発動基準 【新規】

### ②料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・ 選択約款の届出（変更届出）時に、電気事業法施行規則に従って一般電気事業者から提出された説明資料等 【新規】
- ・ 選択約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 【新規】

(一般電気事業者)

- ・ 選択約款

### ③事業者による自主的説明

(一般電気事業者)

- ・ 経営効率化計画において、経営効率化促進の観点からの選択約款設定の趣旨、目的等を説明する。 【新規】
- ・ 新たな選択約款の開発に資するため、需要家の声を聞くための窓口を予め設定するとともに、経営効率化計画等において、実際に寄せられた需要家の声及びそれらを受けた検討状況等について説明する。 【新規】

## (3) 卸供給料金に係る情報

### ①行政の定めるルール

(行政)

- ・ 卸供給料金算定規則 【新規】
- ・ 卸供給条件の変更命令の発動基準 【新規】
- ・ 電気事業会計規則

### ②料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・ 卸供給条件の届出（変更届出）時に、電気事業法施行規則に従って卸事業者から提出された説明資料等 【新規】
- ・ 卸供給条件について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 【新規】

#### 1) 料金設定の適正性の確認（見込み値）

- ・ 卸事業者から提出された卸供給料金算定規則に代入するための数値 【新規】

#### 2) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）

- ・ 電気関係報告規則に従って卸電気事業者から提出された電気事業会計規則別表第2で規定される事業年度毎の財務諸表 【新規】

(卸事業者)

- ・ 商法上の計算書類等

### ③事業者による自主的説明

(卸事業者)

- ・ 内部留保等が生じた場合は、その利益の分配方法等につき、経営効率化計画等によって、卸先の電力会社及び需要家に対して説明する。

【新規】

#### (4) 託送料金に係る情報

##### ①行政の定めるルール

(行政)

- ・接続供給約款料金算定規則 【新規】
- ・接続供給約款の変更命令の発動基準 【新規】
- ・電気事業会計規則
- ・一般電気事業者から届け出られた接続供給約款料金算定のための事業者ルールの全て 【新規】

##### ②料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・接続供給約款の届出(変更届出)時に、電気事業法施行規則に従って一般電気事業者から提出された説明資料等 【新規】
- ・接続供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 【新規】

##### 1) 料金設定の適正性の確認(見込み値)

- ・一般電気事業者から提出された接続供給約款料金算定規則に代入するための数値 【新規】
  - ※ なお、ここで得られた情報を、「接続供給約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、料金算定の過程を追うことができ「料金設定の適正性の確認」が可能となる。

##### 2) 料金の妥当性の事後的評価(実績値)

- ・電気関係報告規則に従って一般電気事業者から提出された、電気事業会計規則別表第2で規定される事業年度毎の財務諸表 【新規】
  - ※ なお、ここで得られた情報を、「接続供給約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる。

(一般電気事業者)

- ・接続供給約款 【新規】
- ・有価証券報告書
- ・商法上の計算書類等

##### ③事業者による自主的説明

(一般電気事業者)

- ・接続供給約款料金算定規則に従って届け出られた事業者ルールに則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。 【新規】
- ・託送部門に超過利潤が発生した場合は、経営効率化計画等、当該事業者が最も適当と考える場において、その配分の方法及び自らに帰属せしめた超過利潤をどのように活用するのかといった点について説明する。 【新規】
- ・原価計算期間設定の理由について説明する。 【新規】
- ・接続供給約款料金算定のための原価計算期間を超えてもなお、費用の再推計を行わない場合には、当該事業者が最も適当と考える場において、その理由を説明する。 【新規】
- ・託送に係る収支の動向等について、当該事業者が最も適当と考える時期及び場において、説明する。 【新規】
- ・ある一つの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担やその負担の根拠について問い合わせがあった場合、これに応じて明らかにする。 【新規】
- ・自社区域外の自由化対象需要家に電気を供給する場合には、その供給料金にゾーン制料金が公平に含まれていることを説明する。 【新規】

(5) 最終保障約款に係る情報

①行政の定めるルール

(行政)

- ・最終保障約款の変更命令の発動基準 【新規】

②料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・最終保障約款の届出(変更届出)時に、電気事業法施行規則に従って一般電気事業者から提出された説明資料等 【新規】
- ・最終保障約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 【新規】

(一般電気事業者)

- ・最終保障約款 【新規】

(6) 部門別収支に係る情報

①行政の定めるルール

(行政)

- ・部門別収支計算規則 【新規】

②収支の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・一般電気事業者から届け出られた部門別収支計算のための事業者ルールの全て 【新規】
- ・決算時に、一般電気事業者の自由化部門の収支が赤字であった場合は、その赤字額と事業者名 【新規】

※ ただし、年数を経過した収支情報の公開の是非については、3年後に予定されている制度改正の成果の検証の際に、それまでの実績を踏まえ改めて検討されるべきである。

(事業者)

- ・自由化部門が黒字の場合であっても、規制部門の料金設定が適切であることについて、料金の定期的評価等において説明する。 【新規】

## 第3章 情報公開の方法

### 1. 『相談窓口』の設置

情報を公開する主体は、利用者が実際に情報を入手する際に、円滑な情報入手を可能とし、不用なトラブルの発生を避けるためにも、予め公開に対応するための態勢を整備しておくことが必要である。具体的には、予め以下の場所に情報公開の『相談窓口』を設定し、スムーズに対応できる態勢を整備しておくことが必要である。

行政：資源エネルギー庁公益事業部業務課、各地方通商産業局公益事業課等  
事業者：本店、各支店等

### 2. 情報の公開の方法に応じた対応

情報を公開する主体は、それぞれの情報の内容に応じて以下の対応を取ることとする。（それぞれの情報の具体的な公開方法の例については、参考2「情報公開の方法一覧」参照）

#### ①法令として公表される情報（例：供給約款料金算定規則）

法令に改正があった場合は、官報により公表され、また、その後は、一般の図書館等に備置してある法令集等によりこれを閲覧することができるが、利用者にとって、それも困難な事情がある場合は、行政がその窓口において求めに応じることとする。

#### ②積極的に公表する情報（例：経営効率化計画）

より多くの情報利用者が情報を入手できるよう、同一の情報であっても、様々な媒体を通じて積極的な公表を行うことが適当である。

具体的には、『相談窓口』における資料の配布、新聞・雑誌等のメディアを用いた発表、インターネットによる情報発信等が考えられる。

#### ③求めに応じて開示する情報（例：供給約款料金算定規則に代入する数値）

##### 1) 情報提供の方法

情報を開示する主体は、個別に開示の請求を受けて、それぞれの『相談窓

口』において、柔軟に対応することとする。その際、いかなる方法によって（閲覧や写しの交付、電子媒体の提供等）提供するかについては、請求者のニーズや情報の保存形態、提供に係るコスト等を総合的に勘案して個別に判断することとする。

※ 例えば、情報の提供方法について指定があった場合であっても、文書の加工や他の媒体への変換などに大きな作業コストを伴う場合には、必ずしも個別に応じることまでは要しない。

（参考）情報公開法第14条（開示の実施）（抄）

第1項「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。～」

### 2) 手数料について

行政及び事業者は、文書の写しの交付等の請求に応ずる場合には、それぞれ以下のとおりその対応に要する手数料を請求できることとする。

#### （行政）

情報公開法第16条（手数料）に定めるところを超える負担を利用者に課さない限りにおいて、個別に判断することとする。

※ なお、開示請求者は、情報公開法施行後は、同法に基づいて開示請求を行うこともできる。

（参考）情報公開法第16条（手数料）（抄）

第1項「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

第2項「前項の手数を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」

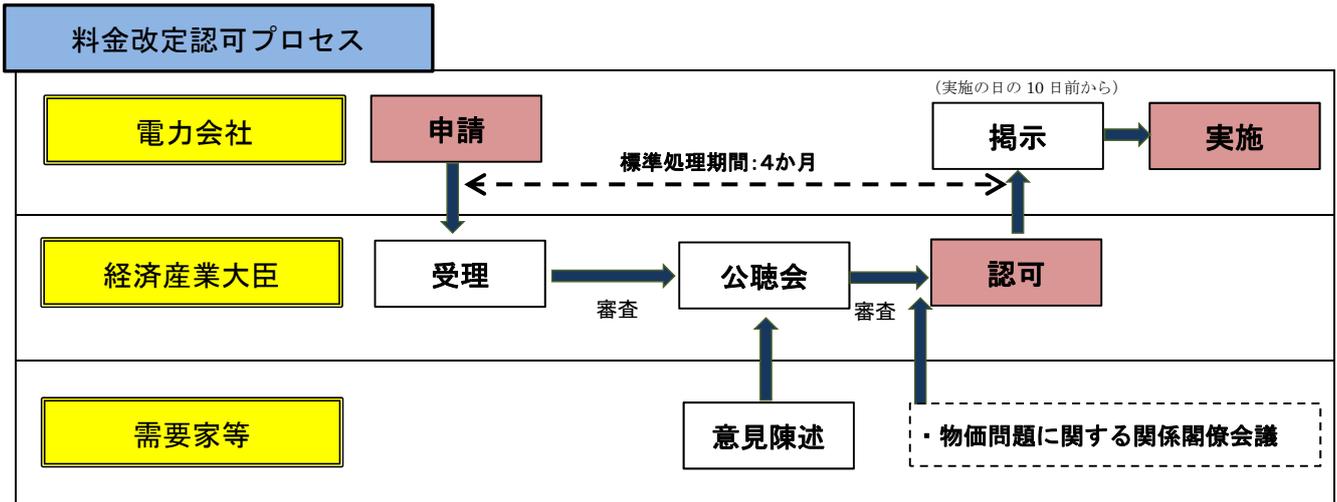
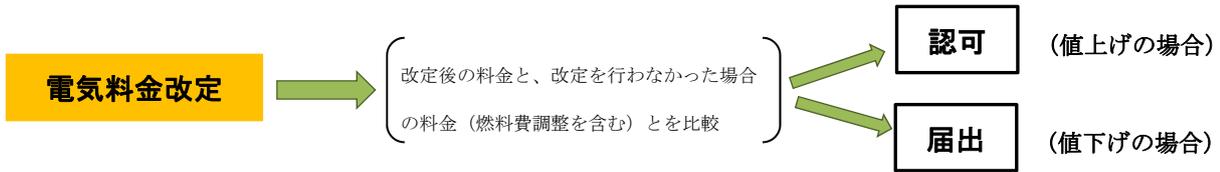
#### （事業者）

その対応に要する実費の範囲内において手数料を請求できることとする。

(参考2) 情報公開の方法一覧

	情報の内容	情報名	情報公開の方法
行政	①法令として公表される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各料金算定規則 (供給約款、卸供給料金、接続供給約款)</li> <li>部門別収支計算規則</li> <li>電気事業会計規則、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「官報」</li> <li>図書館等における法令集</li> <li>(入手が困難な場合、行政への請求)</li> </ul>
	②積極的に公表する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由化部門が赤字の場合、赤字額と事業者名</li> <li>約款の変更命令等の発動基準 (供給約款、選択約款、卸供給条件、接続供給約款、最終保障約款)</li> <li>供給約款料金審査要領</li> <li>事業者ルール (供給約款、接続供給約款、部門別収支)</li> <li>変更命令による処分内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通産省公報」</li> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>『相談窓口』における資料配布</li> </ul>
	③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各料金算定規則に代入する数値 (供給約款、卸供給料金、接続供給約款)</li> <li>料金設定・変更時の説明資料等 (供給約款、選択約款、卸供給条件、接続供給約款、最終保障約款)</li> <li>電気事業会計規則で規定される財務諸表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』において、個別対応(前ページ③「求めに応じて開示する情報」を参照)</li> </ul>
事業者	②積極的に公表する情報		
	うち法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各約款 (供給約款、選択約款、接続供給約款、最終保障約款) (電事法20条等)</li> <li>有価証券報告書 (証券取引法25条2項)</li> <li>商法上の計算書類等 (商法283条3項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「営業所及び事業所において、公衆の見やすい箇所に掲示」</li> <li>「本店及び主要な支店に備え置き、～公衆の縦覧」に供す</li> <li>「要旨ヲ公告スルコトヲ要ス」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者ルールに即して算定した部分の妥当性</li> <li>内部留保の配分</li> <li>託送部門の超過利潤の配分方法・活用方法</li> <li>原価計算期間設定の理由</li> <li>原価計算期間を超えても料金改定等を行わない理由 (供給約款、接続供給約款)</li> <li>選択約款設定の趣旨・目的等</li> <li>選択約款についての需要家の声及び検討状況</li> <li>託送に係る収支の動向等</li> <li>自由化部門が黒字の場合における規制部門の料金設定の適当性</li> <li>区域外への供給料金におけるゾーン制料金の負担の公平性</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法の一つ又は複数選択</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』における資料配付</li> <li>新聞・雑誌等による発表</li> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>パンフレットの配布</li> <li>決算時の「定期的評価」</li> <li>経営効率化計画における説明</li> <li>株主総会の場における説明</li> <li>その他事業者が適切と考える方法</li> </ul>
③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券報告書(再掲)</li> <li>商法上の計算書類(再掲)</li> <li>ある一つの需要場所における託送料金負担及びその根拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』において、個別対応(前ページ③「求めに応じて開示する情報」を参照)</li> </ul>	

## 電気料金の改定プロセス



### 【審査の方法】

- 特別監査**

供給約款料金審査要領に基づき、審査の一手法として特別監査を実施し、適正な固定資産(レートベース)の確定を行うとともに、資本費・修繕費については実績値等に照らし適正性を監査する。
- 個別審査(査定)**

供給約款料金審査要領に基づき、一般電気事業者が申請した原価等について、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」について審査(査定)する。  
※特別監査と同時並行で実施。
- ヤードスティック査定**

電気事業者の効率化への取組度合いを比較し、査定率に格差をつける(平成10年の料金改定における減額査定率は1%又は2%)。公租公課等の義務的経費、燃料費等妥当性が別途判断されるものは適用対象外

(消費者委員会事務局調べ)

## 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の設置について

平成 23 年 10 月

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

### 1. 趣旨

本年 3 月の東日本大震災発生以降、電力需給のひっ迫や原子力損害賠償、燃料コスト増による電力コスト上昇懸念など、電気事業をとりまく状況は大きく変化している。

こうした中、国民負担の最小化と電力の安定供給の確保のため設置された「東京電力に関する経営・財務調査委員会」報告書においても、現行の電気料金制度とその運用についての問題点が指摘されているところである。

以上を踏まえ、経済産業大臣が主催する有識者会議を設置し、電気料金制度とその運用について、現行制度下で実施すべきものを中心に、速やかに見直しを行うこととする。

#### ※ 報告書の主な指摘事項

- ・ 総原価の対象とする営業費用の適正性（電気の安定供給に真に必要な費用に限定すべき 等）
- ・ レートベース及び事業報酬の適正性（対象資産について、稼働率の高低を考慮すべき 等）
- ・ 原価算定期間の扱い（複数年度とすべき 等） 等

### 2. 検討項目及びスケジュール

近々に第一回の有識者会議を開催し、年明け以降可能な限り早期に結論を得ることとする。

また、有識者会議は原則公開とする。

<検討項目例>

- ① 現行料金制度の評価（自由料金、規制料金）
- ② 料金算定の元となる需要想定、設備投資計画の適切性
- ③ 原価算定期間の適切性
- ④ 原価対象経費の適切性
  - ・ 電気事業に不可欠な経費か否か
  - ・ 経費算定のベンチマーク
  - ・ 事業報酬の在り方
- ⑤ 需要種別への費用配分の適切性
- ⑥ 情報公開の在り方
- ⑦ 規制体制の在り方

有識者会議 委員

(敬称略)

秋池 玲子 ポストン コンサルティング グループ

パートナー&マネージング・ディレクター

座長 安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

大西 正一郎 フロンティア・マネジメント代表取締役 (弁護士)

前・東京電力に係る経営・財務調査委員会事務局次長

永田 高士 公認会計士

八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

## 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（案） のポイント

### 1. 基本的考え方

- (1) 値上げ認可時においては原価の厳格な査定を行う一方、値下げ届出時や事後評価においては一般電気事業者による説明と行政による事後チェックを的確に行うことを徹底。
- (2) 事業に要する費用すべての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めることを徹底。
- (3) 一般電気事業者が自らの供給力のみ依存する安定供給確保から、他社供給力や需要側の取組も活用した安定供給確保に転換することを促す。

### 2. 供給計画等の事前計画

電気料金算定の前提となる供給計画において、一定の需要抑制に効果により安定供給に資することが見込めることに加え、効率的な設備形成の確保にも寄与するため、これまで織り込んでこなかった随時調整契約やデマンド・レスポンス等の需要抑制方策についても一定の評価を行うことが適当。

### 3. 原価の適正性の確保

- ①値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用  
需要家に負担を求める電気料金の値上げ認可を行う場合には、電気の供給により優先度の高い費用に重点化することが求められることから、

- (ア) 広告宣伝費（電気料金メニューの周知、電気の安全に関わる周知、公益的な目的から行う情報提供を除く）
- (イ) 寄付金
- (ウ) 団体費

については料金原価に算入することを認めるべきではない。

## ②経営効率化の織り込み方法

各費用の性格に応じて、適切な経営効率化努力を織り込んだ原価査定を行う。

### (ア) 人件費

一般企業の平均値（従業員 1,000 人以上）を基本に、他の公益企業の平均値とも比較しつつ査定。

### (イ) 修繕費

各社ごとに、過去実績を基にした基準（例えば、帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率）により査定。

また、各社ごとにわかれているスペックの標準化等についても検討。

### (ウ) 燃料費、購入電力費

燃料においては共同調達の実施、購入電力については卸電力取引所からの調達等の効率化努力を求める。特に燃料費は、官民一体となった取組により、国全体として効率的な調達が必要。

### (エ) 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

原則として、入札等の実施を求め個別に査定。火力発電所については、新しい火力入札制度を導入（下記、「4. 新しい火力入札」を参照。）。

(オ) 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）

従来、非件名案件としてまとめて原価算入されているものが多かったことから、個別査定を行う項目を可能な限り拡大。

個別査定に当たっては、入札等を原則として、入札等を行わないものについては過去の類似事例の入札結果等を基準に査定。個別査定を行わない項目については、ヤードスティック査定。

#### 4. 新しい火力入札

今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースする場合は、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源について IPP 入札を実施。入札を行わない場合、入札した場合に想定される価格等を参考にして査定。

#### 5. 公正かつ適正な事業報酬

##### ① レートベース対象資産の範囲

供給設備は、デマンド・レスポンス等を踏まえた需要見通しを前提にした供給力に限定し、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性、将来の稼働の確実性等を踏まえて算入の可否を判断。また、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備は対象外。

##### ② 事業報酬率

震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないように、一方、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定。

## 6. 原価算定期間及び電源構成変動への対応

### ①原価算定期間

一般電気事業者の料金改定が概ね2年ごとに実施されてきたこと、一般的な企業の中期経営計画が3年であること等を踏まえ、認可時については3年を原則。

届出時は、自主的な経営効率化努力を料金に迅速に反映する観点から、より柔軟に設定。

### ②電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化を踏まえ、原価算定期間内に電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合には、料金値上げの認可を経ていることを条件に電源構成による原価の変動分のみを料金に反映させる改定を認める。

## 7. 個別原価計算・レートメイク

託送料金について第三者が適切性・妥当性の確認を行えるよう、以下について所要の情報公開を実施。

### ①「一般管理費等」・「変動費」・「販売費」の配分比率

配分のルールは料金算定規則等において定められているが具体的な数値が明らかにされていないことから、競争・取引環境に悪影響が生じないように配慮しつつ、諸元及び配分ルール等を公表する。

### ②事業者ルール

算定規則によらずに事業者が自ら設定する整理方法のうち、具体的な算定方法が明らかにされていないものについては、届出に当たって、具体的な算定方法がわかるようなものとする。

### ③アンシラリーサービス費の算定

算定規則による具体的な算定方法が明らかでないことから、算定方法及びその値について具体的に公表する。

## 8. デマンド・レスポンス料金とスマートメーターの導入

スマートメーターの普及までには一定のリードタイムが必要となることから、それまでの間は、各電力会社が、スマートメーターがなくとも対応可能な範囲において、需要家の受容性を踏まえ、時間帯別料金の多様化や三段階料金の見直し、季節別料金の導入などを検討。

スマートメーターの導入に当たっては、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことが原則。

## 9. 事後評価

### ①料金設定時における評価

値下げ届出時に、認可時に原価算入が認められない費用（広告宣伝費、寄付金、団体費）について、事業者による説明責任が重要となることから、これらの費用を算定規則上明確化。

### ②原価算定期間における評価

毎年度、事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の使途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家がわかりやすい形で説明。

併せて、これまで自由化部門が赤字の場合のみに公表していた部門別収支を常に公表。

### ③原価算定期間終了後の事後評価

原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合、事業者が部門別収支ベースの原価と実績値、算定期間終了後の収支見通し、利益の使途等について説明。

行政は、これを評価し、必要に応じて報告徴収を実施し、料金認可申請命令の発動の要否を検討。

### ④行政における体制整備

料金認可時における査定メルクマールの設定等、料金査定を行う上での技術的な手法の検討や原価の妥当性を評価するための前提となる調査など、専門的な知見を活用することが可能な分野については、積極的に外部専門家の活用も検討。

## 東京電力に関する経営・財務調査委員会の開催について

〔平成 23 年 5 月 24 日  
閣 議 決 定〕

### 1. 趣旨

「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成 23 年 5 月 13 日原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定。以下「決定」という。）において、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、「厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること」を確認した上で、政府は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に支援を行うこととした。

これを踏まえ、有識者からなる「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を開催し、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのため、経営・財務の調査を行い、その調査を政府の東京電力に対する支援に活用するものとする。

### 2. 構成

- (1) 調査委員会は、企業の財務・経営に関し識見を有する者により構成し、原子力経済被害担当大臣が開催する。
- (2) 調査委員会の委員長は、原子力経済被害担当大臣が指名する。
- (3) 調査委員会は、必要に応じ、東京電力の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 調査委員会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

### 3. 関係者の責務

政府は、決定を踏まえ、東京電力に対し、調査委員会による調査に応ずるとともに、資料の提出又は説明の聴取等の要請があった場合には最大限協力するよう求めることとする。

経済産業大臣は、調査委員会からその調査に必要なものとして要請があった場合には、法令に定められた権限に基づき、東京電力に対し、必要な対応をするものとする。

### 4. 運営

調査委員会の庶務は、経済産業省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

## 東京電力に関する経営・財務調査委員会 委員名簿

引頭 麻実 株式会社大和総研執行役員

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

○下河辺 和彦 弁護士

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

吉川 廣和 DOWAホールディングス株式会社 代表取締役会長

(○：委員長)

# 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告の概要

平成23年10月3日

東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局

## 事業計画のポイント(1)

国民負担の最小化と電力の安定供給の確保を達成するために、東電の当面10年間(平成23年度～平成32年度)の事業計画を検討。

### 1. 事業計画の前提

#### (1) 需要想定

○収入の前提となる販売電力量(kWh)

－震災を契機とした節電効果等が当面持続することを織込む

－平成32年度電力量予測: 3,062億kWh

○設備投資計画の前提となる最大電力(kW)

－リーマンショックを除いた過去10年の気温補正後の数値で回帰分析を行ったうえで、PPS  
離脱需要や震災を契機とした省エネ効果を加味し、「本来あるべき最大電力」を想定

－平成32年度最大電力(最大3日平均:送電端)予測: 5,833万kW(今夏の実績: 4,767万kW)

#### (2) 原子力発電所の再稼働等

設備投資計画を検証するに当たっては、原子力発電所の稼働時期をどう見込むかによって  
需給バランスが大きく異なるため、

①「原子力発電所稼働ケース」(メインケース)

②「1年後原子力発電所稼働ケース」

③「原子力発電所非稼働ケース」

の3ケースを想定した(詳細は後述。)

## 事業計画のポイント(2)

### 2. 設備投資計画

#### (1) 適正な投資規模

－東電による発電設備投資計画: 約1.8兆円

#### (2) IPP(独立発電事業者)卸入札等の活用

－上記のうち582万kw分(火力)は東電も未着手であり、卸入札制度を復活して効率的な外部電源を積極導入

#### (3) 震災後の状況(福島停止)に伴う流通設備投資計画の見直し

－潮流の変化を踏まえた効率的な流通設備投資計画の策定

#### (4) スマートメーター等効率的需要抑制策の活用

－スマートメーター導入と料金メニューの拡充で効率的にピーク需要を抑制し、設備稼働率を向上

－3,300万台の投資(東電計画では平成25年から11年間で実施)

－スマートメーターへの投資で電力のピーク需要を5%削減できれば、発電設備の投資削減と燃料費の減少により、数年で投資コストが賄われる。

3

## 事業計画のポイント(3)

### 3. 合理化計画

#### (1) コスト削減策

(調査開始時点: 10年間で1兆1,853億円→委員会追加施策との合計コスト削減額: [10年間で2兆5,455億円程度])

(東電当初計画: 5,034億円→繰延等を除いた実質的な削減額: 1,867億円(平成23年度)、934億円(平成27年度))

##### ① 調達改革 [10年間で8,254億円程度]

(i) 発注方法の工夫、取引関係の見直し

(ii) 仕様・設計方法の標準化

(iii) グループ会社(子会社: 166社、関連会社: 98社)における合理化

##### ② 人件費削減 [10年間で1兆454億円程度](乙案を採用との前提)

(i) 人員数見直し(福島損害賠償業務が収束後、単体で約3,600人(約9%<sup>※</sup>)(連結で約7,400人(約14%<sup>※</sup>))を削減)

(ii) 給与等(年収)

※: %はそれぞれ平成23年度期初との比較である。

・一般職約20%削減(本給5%、賞与50%以上削減)を実施中 [10年間で最大5,210億円程度]

震災前: 従業員の年収は、大卒及び高卒ともに他企業水準と比較して高水準。

震災後: 概ね大企業平均及び全産業平均よりも低水準。高齢層においては、全産業平均よりも高い。

(iii) 年金、退職金

[甲、乙、丙の3案を検討]

	対象	変更内容	削減効果(10年間計)
甲	現役のみ	再評価率下限引下げ(2.0%⇒1.5%)、終身年金30%削減	490億円
乙	現役+OB	甲と同じ。	1,170億円
丙	現役+OB	甲に加え、一時金の10%削減(現役のみ)	2,190億円

(iv) 福利厚生費 [10年間で460億円程度]

4

## 事業計画のポイント(4)

### 3. 合理化計画(つづき)

(2)資産・事業売却(東電当初計画:6,000億円) [ 約7,074億円(原則として3年以内に売却) ]

①不動産(東電当初計画:1,000億円)

賃貸マンション・オフィス、社宅、厚生施設等 [ 900件(約49%): 2,472億円(約33%) ]

②有価証券(東電当初計画: 2,700億円) [ 315件: 3,301億円(約94%) ]

③子会社、関連会社(東電当初計画:2,300億円)

東電当初計画案は根拠不明確であったことから、委員会はゼロベースで作業

[ 46社(約41%): 1,301億円 なお、8社を清算。]

### 4. 中長期的なコスト削減施策 (シミュレーションには未反映)

<具体例>

(1)各電力会社が独自に設定してきた機器の設計・仕様の統一

(2)各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の業界横断的な再編

(3)IPP(独立発電事業者)卸入札等による外部電源の導入

### 5. その他の事項

(1)関係者への協力要請

(2)経営責任

5

## 東京電力の財務状況

### 1. 純資産の評価

(1)平成23年3月末の実態貸借対照表

<結論>「資産超過」との判断

ー平成23年3月末決算・連結ベース純資産:1兆6,025億円

ー廃炉費用拡大リスク(TF推計):4,700億円

・スリーマイル島事故との異同を考慮(例:多量の汚染水処理)

・東電が福島第一1~4号機に関して見込んでいる災害損失負担金(4,250億円)及び資産除去債務(1,867億円)に、これを加えると1兆817億円となる。

ー不動産含み益(非電気事業用資産):3,405億円

⇒調整後純資産:1兆2,922億円

<留意事項>

※東電が実施する損害賠償債務の支払に充てるための資金は、支援機構が東電に対して資金交付により援助を行うことで、同額の収益認識が行われるとの前提を置いた上で、調整後連結純資産には、既に発生した原子力損害賠償費の他今後計上すべき原子力損害賠償引当金についても反映をさせない前提。

### 2. 資金繰り

(1)年度内資金繰り

ー平成24年3月末の予想現預金残高:8,325億円

(2)中期的資金繰り

ー社債償還(平成23年度:5,489億円、平成24年度:7,479億円)を控えている。

ー電力需要、燃料費負担、財務収支、福島第一・第二の安定化・冷温停止維持費用等の動向等に注視が必要。

6

## 要賠償額の推計

○原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき各種マクロ統計データ等を用いて、東京電力の賠償額の試算を行った。 ※マクロ推計のため、過大評価の可能性がある。

○年度毎の賠償額(初年度分:約1兆246億円、2年度目以降分:約8,972億円/年)及び資産分・一過性分の賠償額(約2兆6,184億円)を推計した。

### 1. 収束までの期間に応じた要賠償額の推計 初年度分:約1兆246億円、2年度目以降分:約8,972億円/年

○初年度要賠償額の主な内訳

避難・帰宅費用:約1,139億円      精神的損害:約1,276億円      営業損害:約1,915億円  
 就労不能等に伴う損害:約2,649億円      一時立入費用:約79億円      等

推計方法例) 営業損害の算出根拠として、「福島県市民経済計算」の市町村別営業余剰、事業者数等を使用

### 2. 財物価値の喪失や風評被害等一過性の損害についての要賠償額の推計 約2兆6,184億円

財物価値の喪失又は減少等(曝露による価値喪失分等):約5,707億円

いわゆる風評被害(農林漁業、観光、製造・サービス業等):約1兆3,039億円      等

推計方法例) 農林水産業の風評被害額の算出根拠として、「家計調査」の消費支出額、「貿易統計」の輸出入額等を使用

(留意事項)

- ・除染を行う費用が財物価値を上回る場合は、考慮されていない。
- ・中間指針においては取り上げられていない損害項目(例:自主避難)は推計に含んでいないが、今後事故との相当因果関係が認められる可能性があるものが存在する。
- ・本試算はあくまでマクロ推計値であり、東電の会計上の引当の要否とは何ら無関係に検討がなされているものである。

7

## 事業計画シミュレーション - シナリオの設定

原子力発電所の稼働に関するシナリオとして、①原子力発電所が技術的・手続き的に想定し得る範囲で最も早期に順次稼働するケース(メインケース)、②柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が①よりも各基1年ずつ遅れて稼働するケース、③柏崎刈羽原子力発電所の稼働を10年以内に見込まないケース、の3つを設定し、シナリオごとの差異分析を実施した。

### メインケース

	原子力発電所稼働ケース	1年後原子力発電所稼働ケース	原子力発電所非稼働ケース
柏崎刈羽	平成24～26年度に順次稼働	左記より各基1年遅れて稼働	計画期間中の稼働は見込まない
福島第一・第二	計画期間中の稼働は見込まない	同左	同左
東電東通	計画期間中の稼働は見込まない	同左	同左
他社受電	平成24～27年度に織り込み	同左	大間からの受電は織り込まない

## 事業計画シミュレーション－シミュレーションの前提

原子力発電所稼働ケース、1年後原子力発電所稼働ケース、原子力発電所非稼働ケースの各シナリオに対して、コスト削減施策を織り込んだ上で、料金改定(値上げ)収入の前提を変更した場合のシミュレーションを実施した。

	①	②	③
料金改定 (平成24年度から32年度 までの値上げ幅)	<u>なし</u>	<u>5%</u>	<u>10%</u>
特別負担金の支払い <sup>1)</sup>	なし	なし	なし
長期借入金(震災前) の借換 <sup>2)</sup>	あり	あり	あり
社債新規発行	なし	なし	なし
コスト削減施策	あり	あり	あり

1. 本シミュレーションでは、特別負担金の支払いは考慮していない

2. 平成23年3月11日以降に実施された緊急融資金計額(1兆9,650億円)は約定通りに返済との前提

9

## 事業計画シミュレーション－結果の概観

### <純資産>

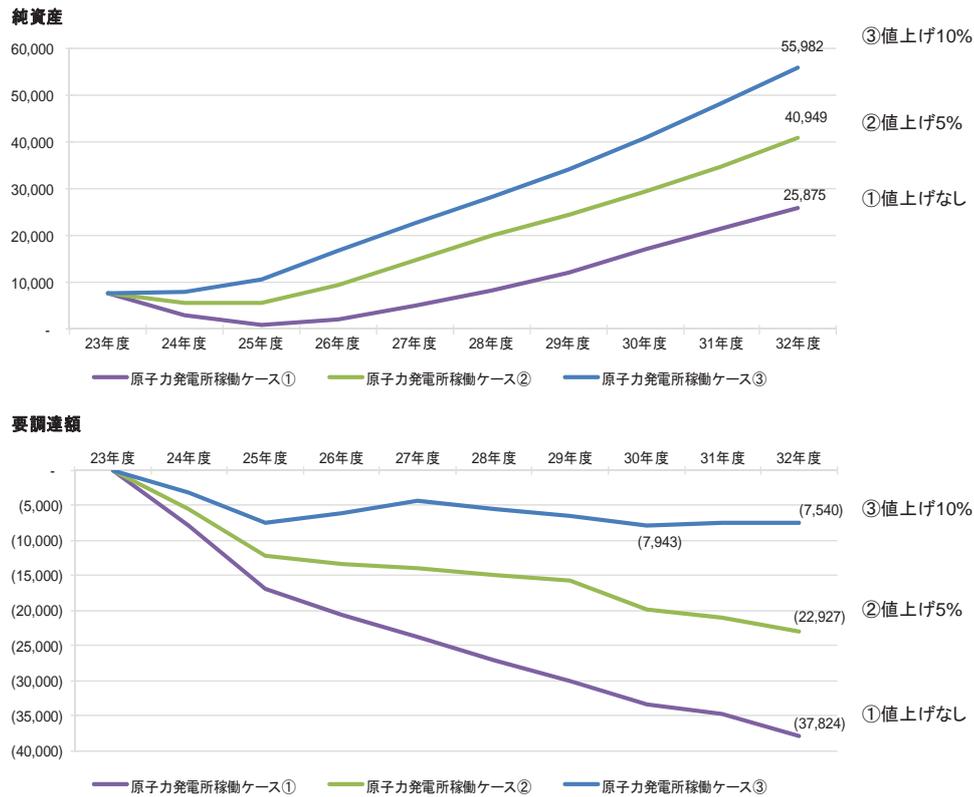
- シミュレーションの結果、原子力稼働ケースに関しては、いずれの料金のパターンにおいても、資産超過を維持できると試算されたが、原子力発電所の稼働時期が遅れるとともに徐々に純資産が減少するリスクが拡大していく。

### <資金面>

- 全てのケースで資金不足が生じており、原子力稼働ケースにおいても、値上げ率に応じて、約7,900億円～約3兆8,000億円までの資金不足が生じると試算されており、資金調達策の検討が必要な状況。

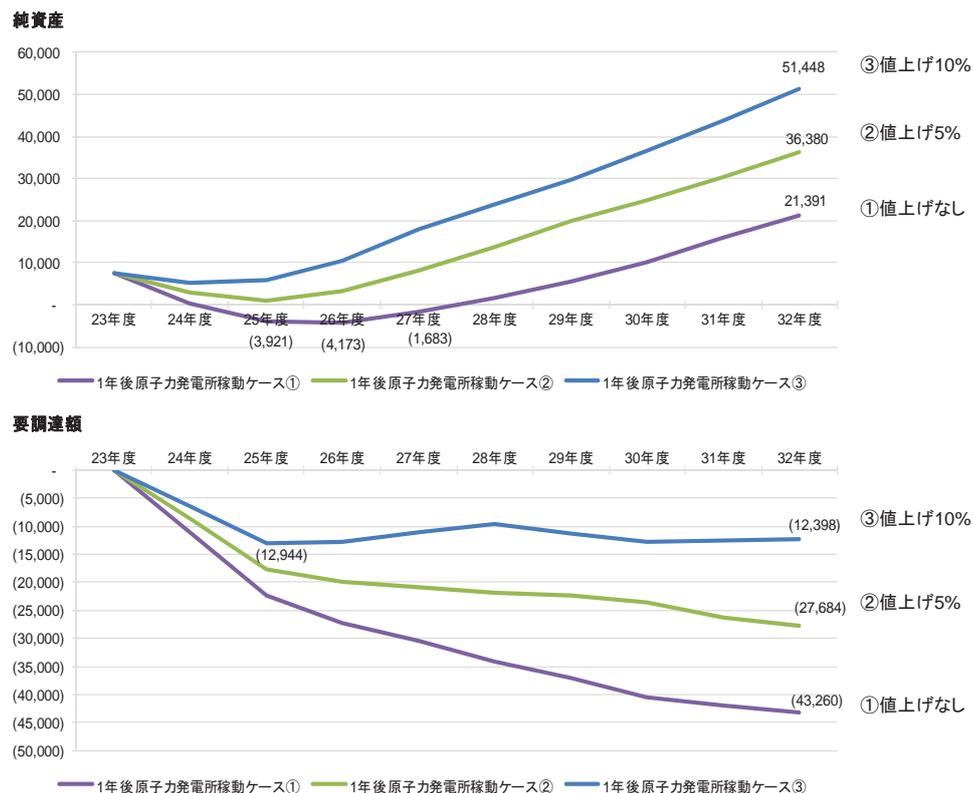
原子力発電所非稼働ケースにおいては、料金値上げのパターンに応じて、約4兆2,000億円から約8兆6,000億円の資金調達が必要との結果が出ており、著しい料金値上げを実施しない限り、当該前提で事業計画の策定を行うことは極めて困難な状況。

## シミュレーション分析の詳細－(1)原子力発電所稼働ケースのシミュレーション

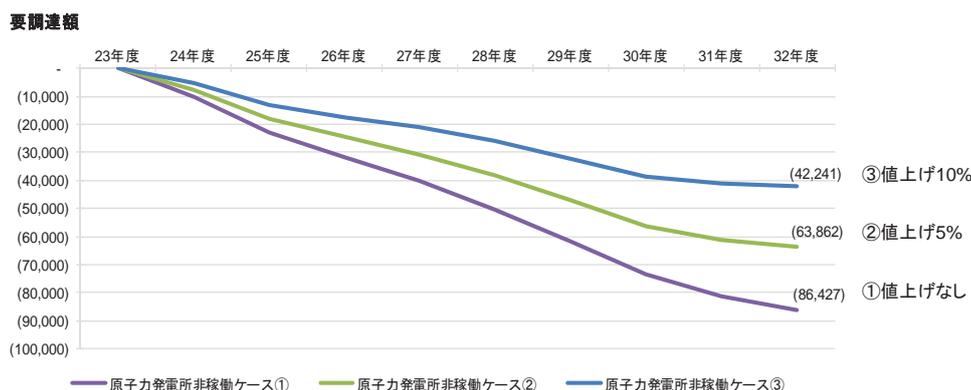
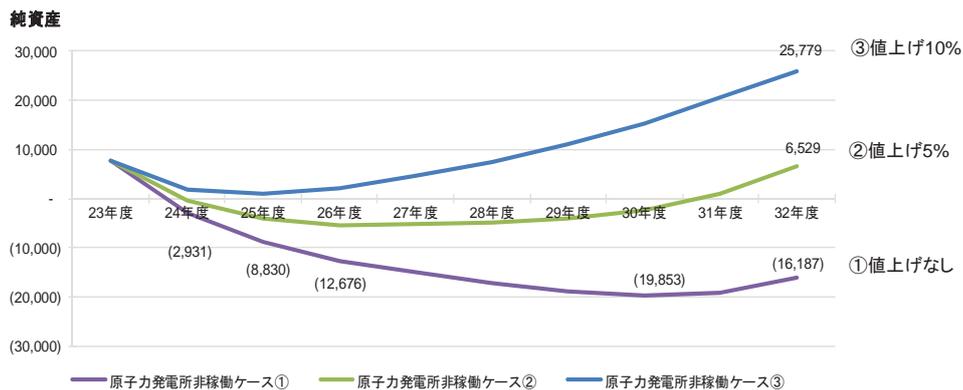


11

## シミュレーション分析の詳細－(2)1年後原子力発電所稼働ケースのシミュレーション



# シミュレーション分析の詳細－(3)原子力発電所非稼働ケースのシミュレーション



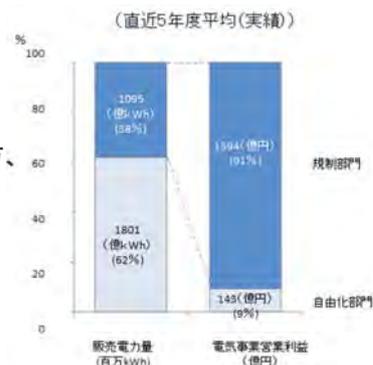
13

## 電気事業関連制度等に関する指摘事項－料金制度関連(1)

### 1. 料金制度関連: 現行制度の概要

#### (1) 規制料金と自由化料金

- 我が国の電気料金は、規制料金と自由化料金に分かれている。
- 東電においては、直近5年では、販売電力量は自由化部門が約6割を占める一方、電気事業利益では同部門が約1割を占めるに止まっている。(右図)



#### (2) 電気料金

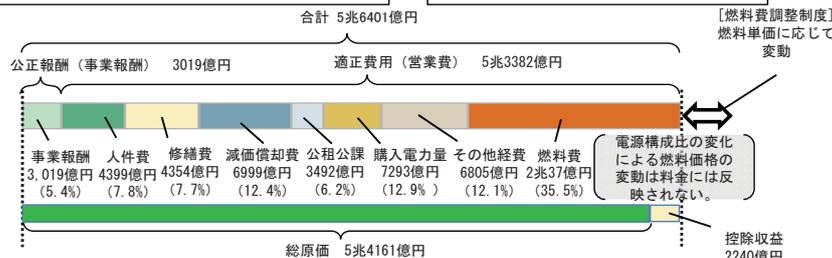
$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{燃料費調整額} + \text{太陽光発電促進付加金}$$

#### (3) 総括原価方式

- 基本料金と電力量料金は、いわゆる「総括原価方式」により、定められている。

$$\text{総原価} = \text{営業費} + \text{事業報酬(レートベース} \times \text{事業報酬率)} - \text{控除収益(他電力への売電等)}$$

※東京電力(平成20年料金改定時)



#### (4) 値下げ届出制

- 料金改定に当たって、料金改定後の料金が、燃料費調整額を加えた改定前の料金を下回る場合には経済産業大臣への届出のみ。
- 東電は値下げ届出制導入後(平成12年以降)の5回の料金改定で、いずれも届出による値下げ改定であったため、少なくとも直近10年間は東電の原価の適正性等については規制当局による審査は、制度上行われていない。

14

## 電気事業関連制度等に関する指摘事項－料金制度関連(2)

### 1. 料金制度関連: 検証のポイントと結果

#### (1) 原価(営業費)の適正性

##### <検証のポイント>

- ・届出られた原価が、実際に支出が見込まれるコストを適正に反映しているかを検証。

##### <検証結果>

- ・料金届出時の固定費及び燃料費以外の可変費は、結果的に「適正な原価」より過大で利益を留保できる構造。
- ・届出時と実績の料金原価の乖離の大きな要因は修繕費。(規制部門、自由化部門全体で直近10年間で5,505億円の乖離(実績<届出)。)
- ・他方、燃料費は地震等により、原発の停止等の発電構成比が大きく変わった場合には、その変化に対応できず損失を生ずる構造。
- ・規制部門、自由化部門全体では、直近10年間で5,926億円の乖離(実績<届出)。



現行の料金は、規制当局において原価の適正性を把握した上で設定されているとは言い難く、原価主義の原則が維持されているかについて疑義がある。

##### <見直しの方向性>

- ・営業費用の算定に当たっては、規制当局が実績を十分勘案して、実態とかけ離れた原価を認めない。
- ・総原価の対象とする営業費用については、電気の安定供給に真に必要な費用に限定し、それ以外の費用(例:オール電化推進関係費、広告宣伝費、寄付金、団体費等)は総原価の対象から外し、収益の範囲で企業が自主的判断で実施することを検討。

15

## 電気事業関連制度等に関する指摘事項－料金制度関連(3)

### 1. 料金制度関連: 検証のポイントと結果(つづき)

#### (2) 事業報酬の適正性

##### <検証のポイント>

- ・届出時の事業報酬額と実際の支払利息、配当金及び利益剰余金との関係を検証。

##### <検証結果>

- ・平成12年度から21年度までの届出時の事業報酬額合計＝3兆5,958億円
- ・同期間の支払利息及び配当額の合計＝2兆7,498億円、同期間の利益剰余金＝4,826億円、  
合計＝3兆2,324億円



利息、配当金を支払い、利益剰余金を積み増した上でさらに余裕のある制度設計。

##### <見直しの方向性>

- ・現行の事業報酬は、内部留保の蓄積等を行うことが可能な余裕のある制度設計であることを踏まえた上で、東電の場合には、当面の資金調達環境や特別負担金の存在についても考慮が必要。
- ・レートベースの対象となる資産については、電気の安定供給に真に必要な資産に限定するとともに、稼働率の高低を考慮することも検討。電力計については、中期的に一定の要件を充たしたスマートメーターのみを資産として計上することを検討。

16

## 電気事業関連制度等に関する指摘事項－料金制度関連(4)

### 1. 料金制度関連: 検証のポイントと結果(つづき)

#### (3) 経営効率化に向けた適切なインセンティブの付与

##### <見直しの方向性>

・ベースラインとなる合理化計画について規制当局と事業者が合意することを大前提に、それを超える合理化努力を事業者のインセンティブ(内部留保)として認める等効率化を促す仕組みを検討。

#### (4) 電源構成の不確実性への配慮

##### <見直しの方向性>

・原発の停止等による電源構成の変化に伴う燃料費等の変動について、料金に適切に反映できる制度設計を検討。

➡ **他の電力会社も含めて、規制当局において制度全体の見直しを進めていくことが必要。**

17

## 電気事業関連制度等に関する指摘事項－卸電力入札制度

### 2. 卸電力入札制度

#### <現行制度の問題点>

- ・平成7年の電気事業法改正で火力発電所の新規建設については、卸入札を義務付ける制度を設置。同制度は平成15年の改正で卸電力取引所の発足にあわせて廃止されたが、一方で卸電力取引所での取引は低調のまま推移。

[平成8～11年度東京電力火力入札時の平均落札単価実績]

	東電想定価格 (東電自身のコスト)	平均落札価格	(円/kWh)
ピーク・ミドル電源	15.43	10.06	
ベース電源	8.97	5.78	

#### <見直しの方向性>

##### (1) 卸電力入札制度の復活

- ・今後10年間の東電の火力発電所新設計画のうち未着工分(582万kW)を入札対象とする。

<主要IPP事業者数社へのヒアリング結果>

いずれも参入に積極的で、1,000万kW程度(16ヶ所)参入余地あり。

##### (2) 新しい火力入札のあり方

- ・電力供給先の自由度を確保(長期契約外の部分を最終需要家・卸取引所に供給)
- ・新設電源のみならずリプレイスも対象とする。
- ・IPPの参入可能性を踏まえて送電網整備計画を見直し、公表。

18

## 積み残された課題(例)

- 政府と電力事業者との関係の見直し
- 総括原価方式に代表される電力事業に係る各種制度・政策の再検討
- 地域独占を前提とした電力事業構造のあり方
- 発送電分離の検討
- 原子力事業の運営主体やリスク負担の見直し
- 原子力発電のバックエンド費用
- 天然ガス等のより効率的な調達仕組み